

特定口座年間取引報告書の見方

特定口座でお取引いただいたお客様へ「特定口座年間取引報告書」をお送りしております。
1月1日～12月31日(受渡日ベース)のお取引が対象です。

令和〇年分 特定口座年間取引報告書

令和〇年12月31日

A

特定口座開設者	住所(住所)	フリガナ 氏名	勘定の種類 あ 1 保管 2 信用 3 配当等	
	前回提出時の住所又は居所	生年月日	明・大・昭 平・令	口座開設年月日
源泉徴収の選択 い 1 有 2 無				

B

〔譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等〕			
譲渡区分	① 譲渡の対価の額(収入金額) (円)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等 (円)	③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②) (円)
上場分	う	え	お
特定信用分			
合計			
源泉徴収税額(所得税)(円)		株式等譲渡所得割額(住民税)(円) か	外国所得税の額(円)

A

特定口座開設者情報 …… 特定口座に関するお客様情報

あ 勘定の種類	信用取引の有無にかかわらず、当社では1.保管 2.信用 共に〇が付きます。また、特定口座の【源泉徴収あり】を選択されているお客様は3.配当等にも〇が付きます。
い 源泉徴収の選択	源泉徴収【あり】を選択されていたら1.有 に〇が付きます。且つ、配当金等を特定口座内へ受け入れる設定をされているお客様は、 c 配当等の額及び源泉徴収税額等(裏面参照) と、 D 配当等の交付状況(裏面参照) に、配当金等の各種金額や詳細が記載されます。もしくは、源泉徴収【なし】の2.無 に〇の付いているお客様は、配当金等について別途、支払通知書にて通知されます。

B

譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等

…… 1年間の特定口座内の取引の損益と税額の合計金額

《 実際の取引金額より大きい金額が記載されている場合があります 》

MRFの残高を、株式等の買付代金に充当又は銀行口座へのお振込みを行う際には、MRFを解約して充当致します。MRFの解約は、上場株式等の譲渡に該当する為、**う**・**え**の両方に同額のMRF解約金額が含まれます。

う ①譲渡の対価の額(収入金額)	年間の上場株式等の譲渡による収入金額の合計(手数料等を控除する前の金額)
え ②取得費及び譲渡に要した費用の額等	年間の上場株式等の譲渡による取得金額の合計(手数料を加算した金額)
お ③差引金額(譲渡所得等の金額)	年間で発生した上場株式等の譲渡損益額
か 源泉徴収税額(所得税)、株式等譲渡所得割額(住民税)、外国所得税の額	お の差引金額で利益が出ていた際、それに対して源泉徴収された各種税金の合計

(配当等の額及び源泉徴収税額等)							
種 類	配 当 等 の 額 (円)	源泉徴収税額(所得税)(円)	配当割額(住民税)(円)	特別分配金の額(円)	上場株式配当等控除額(円)	外国所得税の額(円)	
④ 株式、出資又は基金	き	く		け	こ	さ	
⑤ 特定株式投資信託							
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託(④、⑤及び⑥以外)							
⑦ オープン型証券投資信託							
⑧ 国外株式又は国外投資信託等							
⑨ 合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)							
⑩ 公社債	し	す					
⑪ 社債的受益権							
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託(⑩及び⑪以外)							
⑬ オープン型証券投資信託							
⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等							
⑮ 合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)							
⑯ 譲渡損失の金額							
⑰ 差引金額(⑯+⑮-⑱)							
⑱ 納付税額							
⑲ 還付税額(⑱+⑲-⑲)							
金融商品取引業者等	所在地 愛知県名古屋市中区錦三丁目23-21 安藤証券株式会社 (電話)052-871-1511		法人番号	業界コード 0-0330-xxx 口座番号 xxxxxx			

C 配当等の額及び源泉徴収税額等 …… **い** 源泉徴収の選択(表面参照)で、1.有に○が付いている場合に1年間の合計金額を記載

き 配当等の額	特定口座で受け入れた分配金、配当金、利金等の額(商品カテゴリーごとの合計金額)オープン(追加)型投資信託で特別分配金が出ている場合、その金額は含まれません。
く 源泉徴収税額(所得税)、配当割額(住民税)	き に対して徴収された所得税、住民税
け 特別分配金の額	オープン(追加)型投資信託で支払われた特別分配金(元本払戻金)元本を下回る部分からの分配金の合計額で、元本の払い戻しとみなされ非課税となります。
こ 上場株式配当等控除額	二重課税調整の為に、外国所得税等として控除された金額
さ 外国所得税の額	海外投資等により受け取った配当金等に対して、外国で納めた源泉所得税の金額
し ⑯譲渡損失の金額	譲渡損となる場合に、その金額 い ⑰差引金額(表面参照)がマイナスならばその金額が記載され、プラスならば金額は0と記載されます。
す ⑰差引金額	課税対象の金額 「 き 配当等の額の合計 - し ⑯譲渡損失の金額」による算出金額がマイナスならば金額は0と記載されます。
せ ⑱納付税額	す ⑰差引金額に対する納付税額(上場株式配当等控除額に記載があれば控除後の額)
そ ⑲還付金額	既に源泉徴収にて納付済の金額 く の合計額が、実際に納付すべき税額の せ ⑱納付税額を超えている場合、還付金額が記載されます。

(配当等の交付状況)								
種 類	銘 柄				上場株式配当等控除額(円)	外国所得税の額(円)	交付年月日 [受取確定又は支払年月日]	摘要
	株(口)数又は額面金額(千円)	配当等の額(特別分配金の額)(円)	源泉徴収税額(所得税)(円)	配当割額(住民税)(円)				
							.	
							.	
							.	

D 配当等の交付状況 …… 特定口座源泉徴収【あり】、且つ配当金等を特定口座へ受け入れる設定をされているお客様は、**C** 配当等の額及び源泉徴収税額等に記載されている配当等の額や税金等について、銘柄ごとの詳細がこちらに記載されます。